

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

労働者の安全と健康を確保し、労働安全衛生対策の一層の充実を図ることを目的に、労働安全衛生法が改正されました。  
(公布日 平成26年6月25日)

## 【今回の改正ポイント】

改正内容	施行期日※
1. 化学物質管理のあり方の見直し	2年
2. ストレスチェック制度の創設	1年6ヶ月
3. 受動喫煙防止対策の推進	1年
4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応	1年
5. 外国に立地する検査期間などへの対応	1年
6. 規制・届出の見直しなど	6ヶ月

※ 施行期日は、公布日(6/25)から起算して上記施行期日を超えない範囲内において、政令で定められた日です。

詳細内容につきましては公表され次第、随時お知らせします。

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに  
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで  
対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)  
作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)  
営業部 望月久彰  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

# 1. 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)の概要

## 1) 目的

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然に防止するための仕組みを充実しました。

- ①特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管ガンの労災事案が発生  
→化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ②精神障害の労災認定件数の増加  
→労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ③同一企業における同種の災害の発生  
→当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性

## 2) 改正内容

### ①化学物質管理のあり方の見直し

特別規制の対象にされない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者には危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

### ②ストレスチェック制度の創設

a)労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者には義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間は努力義務とする。

b)ストレスチェックを実施した場合には、事業場は検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聞いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

### ③受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙防止のため、事業者および事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

### ④重大な労働災害を繰り返す企業への対応

厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。)

### ⑤外国に立地する検査機関等への対応

国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

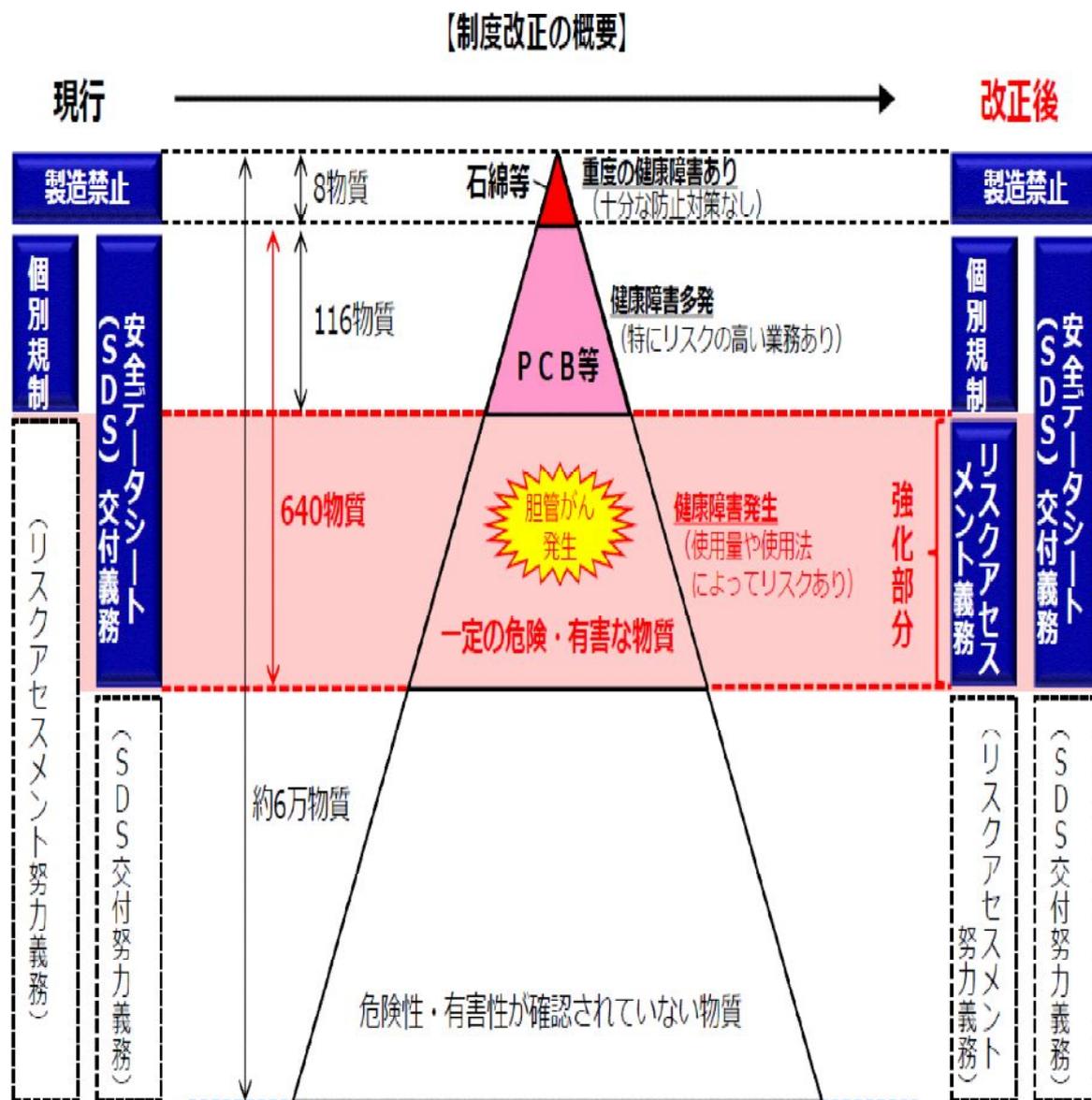
### ⑥規制・届出の見直し等

a)建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出(法第88条の第1項)を廃止

b)特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

## 2. 化学物質のあり方の見直し

危険・有害な物質に対する個別規制対象外でも、使用量や使用方法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすことから、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質(安全データシート(SDS)の公布が義務付けられている640物質)について、事業者には危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)が義務付けられました。



## 3. 受動喫煙防止対策の推進

前回の法案では、1) 全ての事業者には職場の全面禁煙又は空間分煙の義務化、2) 飲食店等は、当分の間、たばこ煙を一定の濃度以下に保つ又は一定量以上の換気を行うことでも可とする内容でしたが、義務化した場合、国の支援策がなくなり、取り組みが進まなくなるおそれがあることから、今回の改正で以下の内容となりました。

- ① 受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。

②受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等に必要な援助に努めるものとする。

【国による支援措置の概要】 ※平成25年度実施の支援措置の概要

●受動喫煙防止対策助成金

- ・助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・助成対象：喫煙室の設置のための費用
- ・助成率等：上記費用の1/2（上限200万円）



●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

●たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



4. 規制・届出の見直し等

1) 規制・届出の見直し

技術水準の向上により、他の手段で目標が達成している規制の見直しとして、今回規模の大きい工場等で、建設物、機械等の設置・移転等（生産ライン等の新設・変更）を行う場合の事前届出を廃止することとなりました。

現行

見直し後

機械等の事前届出規制		機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出	→	廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出	現 状 維 持	②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出		③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出		④一定規模以上の建設工事は事前届出

2) 型式検定等の対象器具の追加

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務づけられている電動ファン付き呼吸用保護具が型式認定・譲渡制限の対象に追加されました。